

カードの世紀

第204回

大きな環境変化の時代における「〇〇主義」の意味と歴史

あいまいな言葉は問題の本質の理解を惑わせる

櫻井 澄夫

「主義」を意識する

この連載は、「叢談」と称しているの、固めの話、柔らかなめの話を混在させて自由に書き続けてきた。私が述べる「柔らかなめ」には私の個人事情や多少の「個人情報」が含まれる。

開き直るつもりもなく、またいまさら隠すようなことでもないが、政策に対する批判的な記述、評論、疑問、好き嫌い、果ては食べ物のおいしいまずいや、どここの魚屋を利用するかに私が言及しても、社会に迷惑や害毒を及ぼすことにはならないだろう。そんなことよりも、まがりなりにも、長くこの業務に関与してきたから、せめて息のある間に知っている真実を書き残すことに傾注しておくことがわが務めと、齢を重ねるほどに考えを進化させ、最近、少し書き方や内容の記述をより具体的に記録性を重視するように軌道

を修正してきている。
また、業界関係者としてではなく、私という一市民の生活や視点から、眼鏡を取り替えて「消費者信用」という業務に触れてみたいという意図も持っている。上から目線ならぬ、下からの目線で物事を見てみたいわけである。

従って世間の事情の細かなことと筆が及ぶのは、「神は細部に宿る」という信念に基づいているからで、神は眠っているようであつても、相当の時間を隔ててから、読書や街歩きでふと顔をもたげると、その姿を路傍に現すことに気が付くことが多い。

どこかで見たような、聞いたようなことに突然遭遇することがしばしばあり、最近の本稿で言うと、エドワード・ベラミーやジョージ・オーウェルの著作や思想における、いわゆる「主義」を巡る争いや問題点が、関係者が普段意識するしないにか

かわらず気になってくるのだ。

今回の文章は、そういった心境の変化に裏付けされたものであり、原稿を書いていてふと感じた、「主義」という言葉にあって絡めた文章であることを、あらかじめ申し上げておきたい。前号でも社会主義や資本主義という言葉に触れているから、今回はその続編でもある。

ペイメントカードや消費者信用にとつて「主義」とは何かと、けげんに思われる方もあろうが、私見ではこの「〇〇主義」という思想や国家や社会の体制、あるいはものの考え方や意見の相違の理解のための分類用語として、あるいは物事の枠組みとして「主義」を利用すると、ベラミーやオーウェルの思想やその現代的な影響や問題点を整理するときに便利であり、やはり避けては通れない。切り口としても「主義」の使用は便利な言葉なので、テーマに選んだわけだ。

ペンタッド法を基本に複数の事実に基づいて論ずる

一方、私は他の分野でも書誌的な評論や紹介、文献解題事典のようなものを世に出してきたが、それまで誰がどこでどのような形で記録を残してきたかという情報は貴重なもので、そのような種類の書籍の利用価値は限りがないことを知る。また、いい本にはいい索引があるといわれる。

だから私は、公式の統計や社史などの「正史」にはならぬい、あるいは書かれていないような内容や、「野史」「外史」または経験者でなければ知らないようなことにまで書く対象を広げたり、外国事情など既存の出版物等に書かれていないことを「発掘」したりしていこうという方針でやってきた。

しかし、関心領域を拡大するほど、制作上の苦労は並大抵のものでない。わが「分」を超え

ていることを痛感したりもした。

なぜなら私の書き方は、勘を頼りにあらかじめ仮説を立て、その証拠になる資料を探し出すことに時間と手間と資金を費やすからだ。後に触れるペンタッド法を使用するのであれば、一つ、二つの情報であきらめずに、もつと材料を集めることに注力する。本稿は書籍や業務の索引ではないが、20年も書いてきたから、将来、必要に応じて索引的に読んでくださる方が増えることを望んでいる。

毎回の原稿の出が遅いのは、ぎりぎりまで資料を集め、アメリカのジャーナリズムで使われると聞いたペンタッド法（5点法）、あるいは3点法に則した記述をしようと心がけているからで、複数の証言、証拠、資料によつて「裏」を取り、正確性を高め、この分野における情報の取扱いの欠点や問題点に言及してきたつもりだ。

敬老特別乗車証のIC化で個人の移動情報が管理される

先月、横浜市の交通機関用の高齢者用の紙のカード（敬老特別乗車証）が、ICカードになった（写真1）。私はこのICカードを初めて使ってみた時、これで私の市内の交通機関を使つての移動は「権力」に完全に把握されたなと思った。市内の全てのバス、市営地下鉄はこれまで、紙製のカードを見せるだけで乗れたが、これからは駅や車内の端末機にタッチして使用するから、データが残る。中国などでやっている鉄道の切符の実名制（氏名が券面に印字される）などと事実上同じような役割を果たすことになる。

中国では公園の入場券にまで実名制が導入されているそうだが、そのうち、上野公園でも、横浜の野毛山動物園でも利用者のデータが蓄積されるようになるのだろう。ああ恐ろしや！

私は横浜市の交通用ICカードを手にしただけで、何か15%くらい北京市民になった気がした。

国や市町村に個人情報に触れる意図はなく、データの使用方法は法律で制限すると関係当局は言うだろう。しかし、私のような民間人へのICカード配布と、中国で強化されている「進歩」「利便性の向上」という美名の下に国民の移動の管理を強化する政策との差は、冷静に観察・判断すれば紙一重である。日本の一般の国民も便利になったと、ICカードを「善」なるものと、無批判に受け入れているものと推測する。

マイナンバーカードを政府が推進する目的

マイナンバーカードの推進にあたって、当時の総務大臣であった高市早苗氏は、多数のポイントカードなども1枚化できるとメリットを指摘した。本来で

あれば、こういった政治家の意図と意識に隠された目的を探る作業が必要だろう。

高市さんは、各社のポイントカードの発行経費を節約できるし、1枚に集約できれば携帯に便利という理屈なのだろう。しかし、こうした制度は「もろ刃の剣」になり得るという視点がなく、データの集中による国家の全体主義化を許してしまう。このような大臣の見識や見通しが公開されると、国民は政策の不安定性を感じ、「思い付き」により政策が策定されているのではないかと危惧するのではないか。

なお、私がここで使用する「全体主義」とは、「権威主義」に近い概念であって、境界はあいまいだが社会主義や共産主義と同義で使用しているわけではない。全体主義的、権威主義的な政策は共産主義の専売特許ではなく、資本主義の国家でも民主的な方法を取らない政策は

「全体主義的」「権威主義的」と呼ばざるを得ないからだ。

日本ではかつて、法律の裏付けのない「通達」「行政指導」が幅を利かせたことがあったが、最近の安倍元首相の「国葬」の実施決定にあたって、誰に国葬にすると決める権限があるのか明確な法律や基準はなく、時の首相が全ての権限を持つのかと疑問視する声もあった。ある調査によると、戦後の首相に対する評価順位では、安倍元首相は7位だそうで、明確な基準があつたら国葬にはされなかったかもしれない。

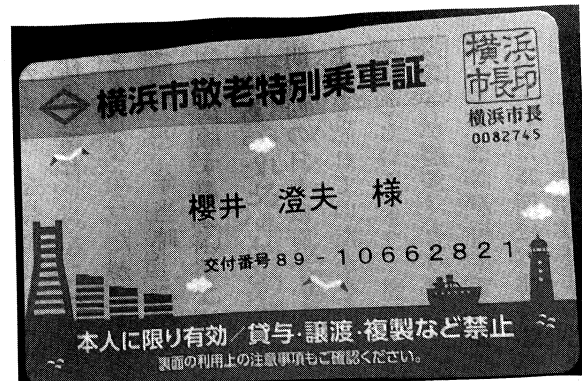
私の中国人の知り合いは、「現代の日本は良い意味でも、そうではない意味でも中国より社会主義的だ」と言った。年金、健康保険などの制度を見ての発言だろうが、所得格差が大きくなる中国の実情を見ると、不平等の解消を主要な目標にしていたはずの共産主義国が「社会主義市場経済」という矛盾し

た用語を使い始めたあたりから、おかしくなり始めた。「ゼいたくは敵だ」ではなく、「ゼいたくは素晴らしい」「ゼいたくを隠す必要は全くない」とばかりに国民の考えや生活に制限を加えず野に放ってしまった。こうした結果誕生した「金持ち」は1949年の中国建国後であれば、資産家として死刑になったような人々なのだろう。

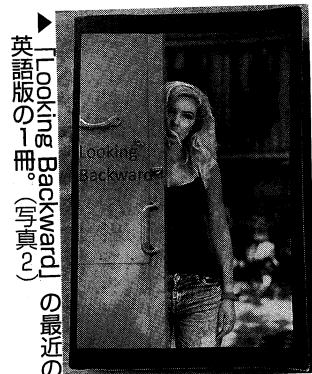
しかし、国の幹部の息子がフエラリーに乗る一方、低所得に甘んじている国民も依然として少なくない実態がある。30年以上前だが、「社会主義は中国人には向いていない」という意見を唱える人がなくなかった。

マイナンバー事業に見る国民間の不平等

政府はマイナンバーカードに運転免許証、健康保険証の機能を持たすなど、国民が拒否できないような方向で推進を図っている。国はキャッシュレスにす



▲新しい敬老特別乗車証。(写真1)



▲「Looking Backward」の最近の英語版の表紙。(写真2)

ればポイント還元すると謳い、コード決済事業者は、「100億円あげちゃう」と宣伝する。国も決済サービスの新興企業も「ごほうびをあげるからわれわれに協力しなよ」ということなのか。

高くなった消費税の一部還元ならば、なぜ、現金客には還元されないのか、一部の新聞も書いていたが、不平等ではないのか。

マイナンバーカードという法

的に申請を義務付けられていないものを推進するために、巨額の国費を使って、国民に「不平等」が生じることに論理的、制度的な無理はないのか？ キャッシュレス決済をする者だけにポイントが還元されるのは、紙幣に強制通用力を持たせている法制度と整合性が確保されているのだろうか。私には素朴な疑問が次々に浮かんでくる。

なお、私は昨年の11月に発行された「世界」（岩波書店）の第950号、特集「反平等——新自由主義の病理」の中の「平等と公平はどう違うのか——新自由主義から福祉国家へ」と題する新村聡教授による論文を興味深く読んだ。

同教授は「我が国には『福祉国家』を政策に掲げる政党が少なく、めざすべき社会のグランドデザインについて包括的な議論がすすんでいない」と書くが、その通りだろう。私は新村教授の指摘で、ベラミーの考えを思い出す。そしてこの連載でもたびたび触れた、アメリカの福祉制度と低所得者用のEBTカードの導入や、コロナ禍の下に給付金用に発行されたEIPカードと現金、小切手での支給を思い出す。130年前の考えは確かに生きていて、それが活用されていることから、わが国の後進性を反省をも含めて認識すべきだろう。

無理なキャッシュレス化の推進よりも、こうした機会に支給用のカードを配布すれば、自然にキャッシュレスは推進されるのに、カードを積極的に育ててこなかった政策のひずみが顕在化し、アメリカのように活用できなかつたのだろう。ここでも

「グランドデザイン」の長期の不存在が姿を現した。しかし、誰も責任を感じていないごとき状況だ。アメリカに限らず、支給金の支払に関しては、韓国、香港などでも方法は多少異なるがペイメントカードのシステムを活用している。

ベラミーは本当に社会主義者なのか？

ベラミーの思想は、今の基準に照らすと完成度が高いとはいえないまでも、理想社会のグランドデザインの策定を目指していた。社会から矛盾や無駄を取り除き、平等や公平な社会が100年後に実現すると「想定」していた。その中に現金を完全になくし、カードを使用することのメリットを語ろうとした。それが啓蒙思想と呼ばれようと、確かに100年たつて実用に足る形で結実したのだ。

先月号で紹介した、ベラミーの著作「Looking Backward」

(写真2)を翻訳した堺利彦は社会主義者であることを隠そうともしなかつたが、1903(明治36)年当時、こうした書物を出版するということは命がけであつたといえるだろうし、明治期の日本政府がいかに社会主義を恐れていたかを示す話であるともいえよう。翌年には日露戦争が起き、その翌年にはロシア第一革命が起きている。

そうした時期に、前回に書いたように、明治の日本の社会主義者たちはベラミーの著書に目をつけた。その先進性、先取の姿勢はやはり明治維新ならでよいものだったのだろう。

堺については、前号でも書いたように黒岩久子さんの『パンとペン——社会主義者堺利彦と「売文社」の闘い』（講談社、2010年）があるが、幸徳秋水と堺の関係については、山泉進著『平民社の時代——非戦の源流』（論創社、03年）という本が出ている。大逆事件では12名が

死刑になったが、幸徳秋水らが死刑になった時、堺は入獄してゐて、一斉検挙の場にはいなかったことが、堺が死刑にならなかった理由であるとの見方がある。

ベラミーの著書の日本語版の訳者が死刑になる可能性があったわけであり、理想社会を語った本の訳者の思想が死刑に値するということは、全体主義とペイメントカードの關係にも関わる事であつて、こうした「非現金」へのある種の締め付けは、その後のわが国における現金以外の支払制度の發達にとつて妨げになつたと推測できないでもないだらう。

また、稲葉振一郎氏の『新自由主義の妖怪——資本主義史論の試み』（亜紀書房、18年）という本が出ているが、岸田首相は、小泉内閣以降の新自由主義を転換すると言っておられるが、最近、竹中平蔵氏への批判が激しくなり、いろいろとうわ

さも出ていて、この文章が印刷されるころにはどうなっているかわからない。

前にも書いたが、一般にベラミーは社会主義者だと見なされているのだが、本人は社会主義者ではないと主張していたらしい。

すると社会主義とは何ぞや、という問いが発せられ、それに対ししては、例えば「流動」の1979年6月号（特集「マルクス——その受容の系譜」）に掲載の、山泉進氏の「初期社会主義思想の形成」などをご覧いただきたい。堺利彦や幸徳秋水の時代に社会主義が日本に流入したころの状況への理解が進むだろう。

こうした文献の学習を経て、この業務における社会主義、全体主義、共産主義、資本主義、あるいは新自由主義、〇〇主義などの内容と性格の把握は、一般的な説明を超えて不可欠なものとなるかもしれない。

カードを受ける店と
受けない店の違い

カード会社は流通力を高めた
いから、店と契約したい。店は
何とか手数料率を下げたい。加
盟交渉の中心議題は常に加盟店
手数料率であった。私の勤務し
ていた企業などでも、手数料率
で折り合わず、契約できなかった
店もかなりあった。カード会
社には契約上の強制力はない
が、カードの受入れのメリット
を感じる店は積極的に契約に応
じる。

もう半世紀も前のことだ。契約担当で毎日街を歩いていた私にとつて、最も楽な契約相手はどんな業種だったか。昨年だったか、この業種の店が東京（新宿）から消えたと報道された。それはキャバレーである。キャバレーはこちらから勧誘しなくても、積極的に加盟を望んだ。カードによる売上げの増加が期待され、飲食代金の回収も楽だ。

つたからだ。

一時期ホテルで、宿泊客がレストランなどを利用してサインだけで高額な代金を支払わないで消えてしまうという問題が生じ、大きな問題になったこともあった。チェックイン時にカード番号を記録していれば、追跡あるいは請求ができるが、現金客で個人の連絡先が把握されていない場合は、大きな問題になる。ホテルによつてはそうした問題による被害額が相当な金額にのぼっていたから、加盟店になることには大きなメリットがあった。手数料の高低ばかりが加盟の基準ではないということだ。

キャッシュレス推進が
避けられる本当の理由

私の住む市に有名な飲食街の野毛がある。居酒屋も多い地区だ。調べてみるとカードを受け取る店は全体の半分くらい。ここでは、だいたい客単価が500

0円から80000円くらいが、契約するかどうかの分岐点のようだ。安い店では顧客はカードは使わず、現金で払う。カードを受け入れるメリットが店側にはない場合、契約はしない。その代表的な存在はラーメン屋やカレー屋のような業種だ。

店へのアンケートによると、カードを受け入れない理由の一つは顧客からの要求がないからだという。アンケートでは分からないが、脱税の問題もありそうだ。売上げが振り込まれるカードでは売上げをごまかしにく

こういった店までも無理にキ
 ャツシユレス化することが本当
 に正しいのか。こうした公的な
 組織による強力な「推進」はや
 はり、間違うと全体主義につな
 がるのではないかとさえ思うの
 だ。それを否定する人には、そ
 れでは期限を設定してキャツシ
 ュレス決着比率の目標を設定し
 たのはなぜかという質問をして

おとう。

この目標は「国家目標」である。その実現のために莫大な国費を使用するのは、一種の計画経済だろう。野毛地区の飲食店におけるキャッシュレス比率を引き上げるために国費を投入するとしたら、国はどのような見返りを期待しているのか。すでに述べたように私は国の内外で、拙い外国語まで使つて加盟店開拓をしてきた。しかし、公的な資金の援助も、人的な協力も得た記憶がない。自社の責任において先行投資し、キャッシュレス化を推進してきた。

全体主義、社会主義の
多面性を知る

一昨年だったか、北京市では、車のフロントガラスにカメラで読み取りができる番号の貼付が義務付けられたとの報道に接した。監視カメラは日本でも増えて、事件の解決にも役立つているが、それが権力によって

2022-11 月刊 消費者信用

消費者信用 2022-11